

【取扱い厳重注意】

平成23年12月5日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局

局員 仁保 智紀

平成23年11月18日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりであるので報告する。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

信州大学教授・学長補佐 中津 健之

2 聴取日時

平成23年11月18日午前10時00分頃から同日午前11時00分頃まで

3 聴取場所

経産省別館地下1F多目的室A

4 聴取者

仁保 智紀 主査

5 ICレコーダーによる録音の有無等

 あり なし

第2 聴取内容

海域モニタリングについて

別紙のとおり。

第3 特記事項

特になし。

以上

【取扱い嚴重注意】

別紙

1. 被聴取者の身分

中津教授は、事故発生当時、保安院放射性廃棄物規制課長として事故対応に当たり、3月23日午前まで官邸に詰め、それ以降は、原災本部事務局放射線班において、海域モニタリングを含むモニタリング関連業務等に関与した。

2. 4月2日の海域モニタリングの開始経緯

私（中津教授）が原災本部事務局放射線班に着任した後の3月下旬頃、第一原発敷地内に大量の汚染水が滞留しており、放水口付近からも高い線量が計測されていることが明らかになり、海洋のモニタリングの必要性に対する認識が東電や保安院において高まっていた。特に、2号機建屋地下に高濃度汚染水が滞留していることが判明したことを契機として、3月28日、原子力安全委員会が地下水及び海域のモニタリングを強化するようとの助言を行ったことを受け、当時、文科省が第一原発から30km沖合の地点で海水サンプリングを行っていたことを踏まえ、保安院においては、30km以内の範囲の海域でのモニタリングを実施する必要があるという議論が行われていた。

さらに、同じ頃から、高濃度汚染水の移設先を確保するため、低濃度汚染水を処理しなければならないという議論が、保安院及び東電を中心に行われるようになった。その後、低濃度汚染水を海洋に放出するという話が出てきたことを受け、放出による海洋への影響を把握するため、比較対象として放出前の海洋の状況を把握するという目的で、第一原発周辺の海域でのモニタリングを実施することとなった。

これを受け、保安院（中津教授が対応）と東電（■■■■ GMが対応）は、文科省（星野氏、板倉氏が対応）とも相談しつつ、文科省が30kmの沖合で行っていることを踏まえ、中間地点である15km地点で、東電が中心となって海域モニタリングを行うことについて担当レベルで調整を行い、森山対策監から東電に対し、その旨の口頭指示を行ってもらった（ただし、口頭指示については直接担当しておらず、詳細は承知していない）。

こうして、東電は、第一原発から15km沖合での海域モニタリングの実施の準備にとりかかったものの、指示を受けてからモニタリングの実施まで時間がなかったこともあり、なかなか船を手配できないでいた。

そこで、保安院は、第一原発の敷地の外でモニタリングを中心的に行っていた文科省（星野氏）に対して、船の手配をお願いしたところ、同省からは、「現在、文科省の海洋モニタリングは海洋研究開発機構（JAMSTEC）の船舶を使用して行っているが、第一原発から30km圏内は漂流物も多く、危険であるので、そのリスクをJAMSTECに負わせることは難しい。陸域においては、避難区域内のモニタリングは警察、防衛省及び東電が行っていることを考えると、30km圏内の海域も海上保安庁等の公的機関及び東電が実施してほしい。」との反応があった。なお、詳細はよく分からないが、星野氏によると、文科省からも海上保安庁に船の手配について働きかけを行ったが、うまくいかなか

【取扱い嚴重注意】

ったと聞いている。

こうしたやり取りを踏まえ、3月31日、私（中津教授）は、東電の■■■■ GMとともに、海上保安庁（河村環境防災課長が対応）を訪問し、船を出してもらえるようお願いに行った。保安院としては、継続的に海上保安庁に船を出してもらいたいとの意向を持っていたが、海上保安庁は他の業務で多忙を極めており、継続的な実施には難色を示していた。当時は、低濃度汚染水の海洋への放出が迫っていたため、何とか海上保安庁の合意を取り付けるため、4月2日から4日までの3日間だけ船を出してもらうとの条件で折り合った。この協議においては、東電が高濃度汚染水の滞留状況や低濃度汚染水の海洋放出の可能性についての説明を行い、保安院からは、陸域モニタリングにおいて警察・自衛隊が中心的役割を担っていることや、低濃度汚染水の海洋放出が迫っている中で、東電がなかなか船舶を確保できておらず、一刻を争う事態である旨の説明を行い、海上保安庁に理解してもらった。

こうして、当初は海上保安庁の船舶に東電の機材・職員を乗せてモニタリングが実施されたが、4月5日以降は、東電が手配した船舶を用いて、15km地点での海域モニタリングが実施されるようになった。その後は、保安院、文科省及び東電で採水地点の追加について断続的に協議を行っていた。こうした協議には、米国エネルギー省傘下の研究機関の研究者である■■■■氏や、後には水産庁も参加して議論が行われ、これらの協議に基づいて、採水地点が追加されていった。特に、文科省とは緊密に連携を行い、採水地点を増やす際には、必ず同省に相談していた。

その後の4月中旬頃までに、15km地点でのモニタリングが軌道に乗り、東電と文科省が直接協議してモニタリング内容が決められるようになってきたので、私（中津課長）は、他の業務（汚染がれきの処理、除染、建屋の遮蔽プロジェクト、飛散防止剤の散布等）に関与するようになった。したがって、4月15日に保安院が東電に対して発出した海域モニタリングの強化に関する指示文書については、よく分からない。詳細については、担当していた山本検査課長（当時）に聞いてほしい。

3. 4月19日以降の海域モニタリングの強化

上記2. のとおり、私（中津教授）は、4月中旬頃から海域モニタリング以外の業務への対応に重心を移し始めていたが、4月19日から21日にかけて、森山保安院対策監の指示を受けて、同対策監と共に、細野補佐官の下で統合本部（東電本店）において開催された海域モニタリングの強化に関する協議に出席した。私（中津課長）に声がかかったのは、3月下旬から4月上旬にかけての海域モニタリングの開始の経緯を知っていたからであると思う。この協議には、文科省（渡辺次長、星野氏、板倉課長）、水産庁（宮原水産庁次長、森田氏）のほか、厚労省、安全委員会が出席していたと記憶している（これらの組織からの出席者はよく覚えていない）。

細野補佐官の問題意識は、当時、関係機関の間で、水産物への影響の調査や海域モニタリングの実施について消極的権限争いが生じている現状に対して、役割分担を決めて

【取扱い嚴重注意】

きっちりと対応すべきというものであったと記憶している。具体的には、海水の放射線量の測定は文科省及び東電が、放射性物質の海洋拡散シミュレーションは文科省が、これらのデータの評価は安全委員会が行うべき、という整理がなされた。また、漁業再開に向けて、漁業関係者の被ばく量を算出するための計算式を策定することも決められ、保安院サイクル規制課の今井氏と東電の■■■■氏が対応することとなった。

4. その他

個人的には、今回の事故対応において、複合災害や大規模な放出を想定した海域モニタリングの役割分担が事前に行われていなかったこともあり、海域モニタリングへの協力を関係省庁に対して相当強くお願いしても、なかなか動いてもらえなかったという印象がある。

以 上